

科学技術会議の第6号答申「長期的展望に立った総合的の科学  
技術政策の基本について」に関する日本学術会議の見解

昭和52年6月24日

日本学術会議

I 第6号諮問に対する本会議の対応

1. 昨1976年2月、内閣総理大臣は、科学技術会議議長に対し、21世紀を見通した長期的、総合的、かつ、先導性のある科学・技術政策の基本的あり方について諮問を行った（「諮問第6号」）。
2. これに関し、本会議は、昨年5月の第70回総会において、この第6号諮問の趣旨を基本的には歓迎しつつも、これにふさわしい答申を作成するためには拙速に陥らず、少なくとも2～3年はかけるぐらいの周到さをもってすべきこと、また、本会議の意見をも含め、人文・社会、自然諸科学各分野の広範な科学者の意見を集約して答申を作成すべきことが不可欠であるとの結論に達し、このような本会議の意向を職責上科学技術会議議員である会長を通じて科学技術会議に伝達し、要望した。

しかし、本会議のこのような要望がほとんど考慮されぬまま、去る5月25日、第6号答申が正式に決定されるに至った。そのため、今後の日本の科学・技術の健全な発展、国民生活への影響等に関して全体的に望まれる対応が十分達成されなかつたのは遺憾である。

しかし、他方、本会議としては、今後、政府が本答申に基づいて諸施策を講ずるさい、いささかなりとも改善が施されるよう希求せざるを得ないので、ここに、本答申の全体及び個々の項目について、以下に述べるような見解を明かにすることとした。

II 第6号答申に関する総体的評価

1. 今回の答申は、その主要なねらい（序論）と基本的な考え方等（第1部）に見られるごとく、前回の第5号答申と比べると基本的な発想で転換が見られる。例えば、科学・技術を社会の中に正しく位置づけることの必要性の指摘、科学・技術が本来人間のためのものであることの再認識「生活の質」の向上をはかるための科学・技術の側面の重視等の視点がそれである。

このこととも関連して、科学・技術政策の目標の設定の優先順序も、資源・エネルギー、環境、安全、保健、医療等々の順になっている。このような視座、発想の転換は文言に関する限り、評価されてよい。

2. だが、本答申が諮問の趣旨に真に即応した、21世紀を見通した長期的、かつ総合的な科学・技術政策の基本的なあり方を提示しえているかといえば遺憾ながら、はなはだ不十分であると苦言を呈せざるを得ない。

本会議がつとにそのことを憂慮していた拙速を避けるべきであるという配慮がなされず、短時日で答申が策定された結果が、極めて明瞭な欠陥として露呈されている。

本答申は、科学・技術政策の基本的考え方に関する第1部においては抽象論、一般論に終わる傾向が強く、具体的施策の展開が極めて不足しており、重要研究課題を提示した第2部においては、関係各省庁の概算要求との関係もあるが、総じて羅列的であり、かつ、第1部と第2部との整合性を欠いている。また、第2部であげられているナショナル・プロジェクトは、第5号、第6号両答申の基本的発想やアプローチの次元が全く異なるにもかかわらず、ほとんど全部が、第5号答申を踏襲している。

もちろん、本答申が取り上げているような諸問題への解答は、現在の変転極まりなき国際、国内の政治、経済状況下では、極めて困難なことはよく理解できるが、だからといって、少なくとも、今後10年間の科学・技術の基本政策を規定すべき答申が安易かつ拙速的に作成、決定されてよいことにはならず、このことの如何は今後の日本の科学・技術の健全な発展、国民生活への影響等に思いを致すとき、まことに重大事と言わねばならないであろう。

3. 科学技術会議の法制上の制約は、理解できぬことはないが、本答申では、科学技術政策の大転換を必至化した経済的変化（「高度経済成長」から「安定成長」へ）とその今後の展望に関する社会科学的分析が全く欠落しているが、元来、科学技術体系と産業構造とは不可分一体のものとしては握るべきで、それなしに長期的、総合的な科学・技術政策を策定しようとするところに無理がある。

例えば、本答申の重点課題たる資源・エネルギー、食糧、環境、健康等の重大問題の解決は文字どおり、人文・社会、自然諸科学の総合的、学際的な取組みなくしては不可能なことは明らかである。

#### Ⅳ 答申内容の問題点

次に、本答申の内容について、特に問題となる項目について指摘すると、次のとおりである。

1. 第6号諮問の趣旨及び答申の構成からしても、当然、優先されるべき資源・エネルギー問題、特に原子力研究については、「原子炉の安全性の問題」のみならず、カーター米大統領の新原子力政策の提示のもたらす影響について現実的理解が示されておらぬばかりでなく、原子力平和利用に関する研究開発について、自主・民主・公開の三原則に基づく積極的施策がない。

更に、エネルギー・資源開発研究が政治・経済的諸条件に規制される側面を評価した開発研究の総合的体制確立への配慮が認められない。

2. 日本学術会議がかねがね要望してきた人文・社会、自然諸科学の調和ある発展の不可欠性については、本答申では一応「調和」とは次元の異なる「均衡」という表現で強調してはいるが、具体的施策に触れた第2章では、展開が不十分である。

例えば、国民の生活環境の整備、国民の健康の維持・増進を強調しながらも、健康・医療問題の自然科学的側面のみを指摘にとどまり、これらの内容が我が国の社会的、経済的構造によって規制される側面への配慮が認められない。

また、国際共同体云々の指摘があるが政治、経済、文化における国際関係の変動が、科学・技術の交流に深刻な影響を与えるので、これらを科学的に研究せねばならぬ、という指摘が足りない。

諸科学の調和ある発展は、資源・エネルギー問題はもとより、食糧、環境、健康等の重大問題の解決には、一貫して考慮されねばならない。

3. 基礎科学の振興の必要性にふれていることは、それなりに評価できるが、問題は「それをいかに具体化するか」である。そのためには必要な科学・技術の発展を規定する内在的要因（研究成果の継承性と創造性など）の認識、我が国の科学・技術が国際的舞台で果たすべき役割についての分析が欠けている。

また、単に国・公・私立の大学、研究所にあって経常的な研究に従事するものばかりでなく、国・公立試験研究機関にあって経常的な研究に従事するものを含めた振興策が必要である。

特に、研究費については「特別研究促進経費」などの積極的提案は評価できるが、第4号答申以降の研究開発のために投入されている研究費全体の伸び率に反して、国の科学・技術の基礎を培養するのに必要な経常的研究費の伸び率ははるかに低い事実を考慮して、我が国の科学・技術の発展に必要な基礎研究の研究費の実額を積極的に保証する姿勢が望まれる。

なお、基礎研究の重要性については、日本学術会議が、先に勧告した「再び科学研究基本法の制定について（昭和51年5月 第70回総会）」の内容、特に科学研究計画第1次5ヶ年計画等で提示した「科学研究基金」の趣旨が積極的に参照されるべきであると考える。

4. 本答申では、科学・技術政策の目的達成のための具体的施策（第1部、第3章、第1、2節）で「計画の調整機能の強化」がうたわれているが、諮問に期待されている「新たな見通しをもった総合的かつ先導性のある科学・技術政策の確立」をこのような表現で受けとめていることは著しい後退である。また、先導性を保証するためには、研究管理や研究計画の作成にあたって、個人の創造性を尊重するための積極的配慮が望まれる。

総合性を確保することは必須であり、そのためには、我が国の官庁機構が体質的にもっている襍張り性を改める積極的な施策の実施、人文・社会科学の視野に立った総合性の確保、本答申も明記している研究者や学識経験者の参加を求めた審議体制が必要である。

5. また、「官・学・民の有機的連携の強化」を強調しているが、その前提となる「自主・民主・公開の保証」については全く付言してない。そのため文脈や行間を流れる発想には、行政指導の強化の姿勢がうかがわれる。これら施策の具体化に当たっては、前記の前提条件を保証し、いやしくも大学自治や学問思想の自由へ介入することのないよう、十分な配慮が必要とされる。
6. 研究費の交付に関連して、将来の国民生活に大きな影響をもつ問題についての研究開発課題の審議採択のために「権威ある機関」の役割を示唆しているが、この「機関」がもしも関係省庁であるとするれば、まさに行政主導型の研究体制につながる。これこそ「科学研究者の地位に関するユネスコ勧告」のいうように科学研究者及び国民の意見が優先する形での審議・採択の体制が必要である。
7. また、研究開発資金の充足の新方策として、「原因者負担」、「受益者負担」の原則的方針が提示されているが、その運用によっては、国民の税負担の比重を多くするおそれがあるばかりでなく、環境問題において、本来被害者である地域住民などが公害防衛の立場から「受益者負担」の立場に置き換えられる危険がある。

8. 人材の充実については(同第4節)単に研究者のもつ創造性や総合性だけでなく、政府も養成している「科学研究者の地位に関するユネスコ勧告」が指摘している次の5条件(第Ⅲ章第12節一(b))が考慮されねばならない。

(i) 清廉性と知的誠実性。

(ii) 問題又は状況を将来の見通しの中で考察し、かつ、その人類的含蓄全体との調和の中で考察する能力。

(iii) 新知識の探求に関連する、一見技術的性質をもつにすぎないと思われる問題の中に、倫理的市民的含蓄を識別する技倆。

(iv) 科学研究及び応用研究活動の社会的及び生態学的諸結果の蓋然性と可能性についての警戒心。

(v) 科学・技術の学界内のみではなく、これらの学界外においても他人と交流する積極性、これはチームを結成して多面的職際関係の中で労働する積極性を意味するものである。

また、同勧告が科学研究の市民的・倫理的次元として指摘している条件(同第Ⅳ章14, 15節)が、科学研究者に対して保証されねばならない。

特に、若手研究者の育成・活用が必要であるが、オーバー・ドクター問題が深刻化している現状にかんがみ、科学・技術研究の後継者確保の視野に立った博士課程大学院の処遇についての積極的施策が必要である。

9. 国民の理解と協力を得ることの必要性を指摘している(同第6節)点は、首肯できる。特に、科学・技術に関する情報を、研究者のみならず広く国民各層の間に流通する施策を具体的に示しているが、「国民の科学的資質の向上」の伴わない広報活動は、単なる情報の説明にとどまり、各省庁審議会への国民代表がどのような形で参加しうるかが明らかでない。

また、科学・技術と国民生活、及び国際関係とのかわり合いについての不測性は、科学・技術の内在的要因に基づくものもあるにもかかわらず、この側面が考慮されていない。

ここでは、科学・技術政策の事前評価の重要性を指摘しながら、第2部の重要研究開発の推進(特に環境安全問題)では、その趣旨が徹底していない、すなわち、国民の環境権のもつ防衛及び創造の両側面に対する配慮を欠いて、もっぱら産業発展の視点にとどまっている。

10. 地方における科学・技術活動の推進(同第7節)は、本答申で新たに提起されたもので、その趣旨は評価できるが、その趣旨を生かすためには、中央集権的行政指導を排し、地方自治を尊重する建前の上に立って、地方在住の科学者や住民の協力を求めると同時に、自主・民主・公開の原則に徹した運用が不可欠である。

11. 国際社会における科学・技術活動の展開(同第9節)では国際競争力の確保や、科学・技術の輸出等の経済的視点が重視されすぎているきらいがある。

我が国の科学・技術が成立している民族的・伝統的基盤を保持しその自主的發展を保證するような学術情報の流通機構や研究者の交流体制を確立し、真に「科学・技術の国際共同体」の一翼を荷い得るような視点に立った施策が必要である。

12. 先導的、基盤的科学技術の振興(第1部第2章第2節(4)及び第2部第4章)を強調している

が、先導と基盤という対立する両側面を文言の上で並列しているとしか思われず、その内容として指摘されたものは思いつきにすぎず、体系的配慮が認められない。

#### IV 科学技術会議への諮問、答申のあり方に関する若干の要望

1. 前述のように(Ⅲ-1参照)、本答申におけるエネルギー問題、特に原子力平和利用に関する研究開発の基本政策は極めて安易であり、かつ、矛盾をはらんでいるが、もしもこのことが近く行われるはずのエネルギー問題に関する第7号諮問と、それに対する答申を予想してのことであるならば、無責任のそしりをまぬがれないであろう。不幸にしてそうであるならば、それは科学技術会議それ自体のあり方(諮問、答申を含めて)を根源的に問い直すことを必至にせずにはまい。
2. 仮に、エネルギー問題、特に原子力平和利用についての新たな諮問と答申案の策定が現実となった場合には、本見解で明らかにした第6号答申作成上の諸欠陥を真剣に反省した上で必要な組織、運営上の改革を行って、答申案の策定を行うことこそ、科学者をも含む国民的合意を得る唯一の途であると考え。
3. 原子力に関する研究開発が平和目的を前提とし、自主・民主・公開の三原則に基づいて行われるべきことは、本会議の勧告に即して制定された原子力基本法も明記するところであるが、このような目的と原則は、とかく軍事目的に傾くおそれのある他の巨大科学、例えば宇宙、海洋等の研究開発にかかわる政策の策定に当たっても常に重視されなければならない。諸外国では先導的な科学・技術の研究開発が軍事的目的に媒介されて行われるのがむしろ通例であるが、我が国の場合、憲法が定める平和主義に基づいて、平和目的を大前提とした独自の研究開発の推進を図る方が不断に追求されねばならない。

#### V 日本学術会議としての自戒と決意

本会議においては、第6号答申が扱っている諸問題をも含めて、科学・技術政策のあり方に関する第10期の審議結果を総括した報告書が、来る10月の第73回総会に提出される予定であるが、その中では、第6号答申に対する更に詳細な見解をはじめ、科学・技術政策の立案、策定機構のあり方についての考え方も述べられることになっている。

2. しかし、「行政、産業、国民生活に科学を反映、滲透させる」べき任務をもつ本会議としては、第6号諮問で問われているような国家的国民的重大問題に関しては、さまざまな制約、困難はあるにしても科学者の英知を集約して、つとに一定の積極的見解を持つべきであり、それが十分なされなかったことは遺憾であって、それをなしえなかった諸原因にさかのぼって、今後全般的な検討が行われるべきである。

この意味から、第11期以降の本会議が十分その任務に堪えられるよう、必要な改革、改善の構想を目下審議中であるが、この点も含めて、政府はもちろん広範な科学者、学協会、国民各位のべんたつと支持を仰ぎたい。